

管理コード	要請事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の異議あり	「措置の内容」の異議あり	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁				
030010	非接触型ICカードによる電子マネーを活用した地方自治体への寄付を可能にする規制緩和	資金決済に関する法律第3条及び第37条 銀行法第4条第1項及び第47条第1項	資金決済に関する法律に基づく登録を行うことにより、銀行等以外で為替取引を行うことができる。なお、資金決済に関する法律第3条第1項(前払式支払手段)の規定に該当するものを資金移動(為替取引の手段)にも用いる場合は、その発行者は、前払式支払手段発行者として登録を行う必要がある。	非接触型ICカードによる電子マネーを活用した地方自治体への寄付を可能にする。規制緩和。以下の項目のほか、事業の実現に必要なその他の規制緩和 ① Suica等電子マネーが該当する資金決済に関する法律第3条の前払式支払手段について、寄付(資金の移動)の用途に使用できるようにする。 ② 電子マネーを地方自治体等を対象とした公益性の高い寄付に使用する際、同法第37条に規定する、資金移動業者への登録を免除する。 ③ ②の影響を受け、必要となる銀行法の規定の緩和	鎌倉市は、年間延べ2,300万人ともいわれる観光客が訪れるとともに、古都としての性格から、後世に残すべき文化財やみどり恵まれた自然環境を豊富に抱える、特色ある都市である。 このような特色の中、まちを形作る都市インフラや、保存すべき文化財等を約17万人の市民負担のみで適正に整備・維持管理することは、厳しい財政状況や施設の老朽化の中で限界となり、住民サービスをも圧迫しかねない、大きな課題となっている。 このため、観光客も鎌倉のまちづくりの一員として捉え、訪れた際に、行政(鎌倉市)への一定の寄付を行っていただくことで、よりよい観光インフラ提供により観光都市としての価値を高めるとともに、後世に残すべき資産を適切に保持していくため、本事業に取り組んでいくことである。 具体的には、観光客が実際に訪れる場所で、簡便な方法により寄付を可能とすることが本事業の大きなポイントであり、現在交通機関の利用に必須ともいえる、既存の非接触型の交通系ICカードによる電子マネーを活用することにより実現が図られる。この際に、寄付行為に電子マネーを用いることについて、法規制により実現が難しいことから、この緩和を求めるものである。 既存の電子マネーを寄付に活用することについては、発行者が資金移動業者に登録することで可能となることと理解しているが、発行者にとっては、自らの事業に必要な性が無い中での資金移動業者への登録は過度の負担であり、現実性がない。このため、資金移動業者への登録といったハードルをなくすことが事業の成立には不可欠であると考えている。	①: D ②: C ③: C	① 「提案理由」に記載いただいているとおり、資金決済に関する法律第3条第1項の規定に該当する電子マネーを資金移動(為替取引の手段)の用途に使用するには、同法第37条の資金移動業者の登録を受けることにより取り扱うことが可能となります。 ②③ 資金決済に関する法律は、資金移動に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するため、資金移動の目的のいかんを問わず、サービス提供者(資金移動業者)に対して、資産保全義務等の必要な措置を講じています。 寄付を目的とする資金の移動について、資金移動業に係る規制の対象から除外した場合、万一サービス提供者が破綻したときに、資金の移動(寄付)を依頼した者の保護等が図られないおそれがあることから、提案のあった規制緩和を行うことは困難であると考えます。		右の提案主体からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案では、小口寄付を想定していることから、資金移動業に関する法律による、上限額を大きく下げることにより、資金移動業への登録を不要とする、又は要件を緩和することはできないか。 また、貴庁が指摘する「サービス提供者が破綻」の担保として、その他の経営指標等をクリアすることを条件として、資金移動業への登録をしない、又は要件を緩和することにより、寄付を可能とすることはできないか。 ※詳細は別紙(別紙内容は下部のとおり) 本提案では、主に観光客からの地方自治体への小口寄付を想定している。また、suicaのチャージ上限額は20,000円であり、資金移動業が想定している「1回の取引で100万円以下」という上限金額とは大きな差がある。 以上のことから、資金移動業に関する法律による、上限額を大きく下げることにより、資金移動業への登録を不要とする又は要件を緩和することはできないか。 また、本提案はsuicaを発行するJR東日本を主な事業主体と想定しており、貴庁が指摘する「サービス提供者が破綻」の担保として、その他の経営指標等をクリアすることを条件として、資金移動業への登録をしない、又は要件を緩和することで、寄付を可能とすることはできないか。 なお、今回の結論にかかわらず、今後、鎌倉市が実施する施策について、個別に相談させていただきたいと考えているが、いかがか。	C	I	前回回答させて頂きましたとおり、寄付を目的とする資金の移動について、資金移動業に係る規制の対象から除外した場合、万一サービス提供者が破綻したときに、資金の移動(寄付)を依頼した者の保護等が図られないおそれがあることから、提案のあった規制緩和を行うことは困難であると考えます。 なお、1回の取引での資金の移動が小口であっても、資金移動に関するサービスの適切な実施の確保や、その利用者等の保護の必要性は同様であるため、適切に資産保全等を行う必要があると考えます。 また、現行の資金決済法は、銀行に求められる各種規制(他業禁止や自己資本比率規制)が適用されない資金移動業者について、資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎を有すること等を登録要件とした上で、資産保全義務により利用者の資産について健全な財産関係を築こうとするものであり、経営指標のみをもって、登録義務の除外等の措置を行うことは困難であると考えます。									
030020	地域通貨の有効期限の要件緩和	資金決済に関する法律第4条第2号 資金決済に関する法律施行令第4条第2項	前払式手段を発行者等は、毎年3月末又は9月末における未使用残高が1,000万円を超えるときは、その額2分の1の額以上の額に相当する額の発行保証金を供託等しなければならない。 なお、発行の日から6月以内に限り使用できる前払式支払手段や国又は地方公共団体が発行する前払式支払手段等については、資金決済法の適用除外とされている。	地域通貨の有効期限が6か月を超えると資金決済法の適用となるが、有効期限が1年間であっても適用外とする。	<背景> 「木の駅プロジェクト」※をはじめとした特定の地域でしか利用できない地域通貨制度を定着させることで、消費が外部に流れないようして地域経済を活性化し、また、地域通貨制度を通じてコミュニティ醸成を図ることが重要である。 ※「木の駅プロジェクト」 木材の集積拠点を「木の駅」とし、山林に残った未利用材を集積し、地元の温泉ポライザー等で使用するとともに、木材の買取の一部を地域通貨券で行うことで、木材の利用促進、エネルギーの地産地消に加えて、地域商店街の活性化を図る取組。 <提案理由> 地域通貨券の有効期限が6か月を超えると、資金決済法の適用となり、年2回の定期報告書の提出義務や基準日(3月30日及び9月30日)未使用残高が1千万円以上となること、2以上を供託しなければならないなど、管理運営が複雑になるとの業務量が増加する中、地域通貨券の有効期限が6か月以内となっている。 このように、地域通貨券の有効期限が1年間となると、利用者の利便性の向上が図られることや地域通貨券の印刷回数が増えることによる事務コストの削減が図られ、地域通貨発行主体の安定した事業展開が可能となり、地域通貨を通じた地域経済の活性化が期待される。	C	II	資金決済法は、前払式支払手段に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するため、サービス提供者(前払式支払手段発行者)に対して資産保全等の必要な措置を講じています。 発行の日から6月以内に限り使用できる前払式支払手段を資金決済法の適用除外としているのは、有効期限が短期であるものについては、一般に早期に使い切ってしまうため比較的风险が小さいと考えられることから、利用者保護と利用者利便のバランスに配慮したことによるものです。 一方、有効期限が6月以上といった長期の場合にも資金決済法の適用除外とすることは、万一発行者の破綻により前払式支払手段に係る本来の権利が行使できなくなった場合に、発行保証金から弁済を受けられなくなるなど、利用者保護の観点から適切ではないと考えます。		右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	II	前回回答させて頂きましたとおり、資金決済法は、前払式支払手段に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するため、サービス提供者(前払式支払手段発行者)に対して資産保全等の必要な措置を講じています。 このような資金決済法の趣旨に照らすと、協議会や公益法人等に対し、有効期限の要件を緩和することは困難であると考えます。 なお、具体的なような形で「市町村が参加」するかは様々な態様があると思われませんが、市町村などの地方公共団体が発行主体となる前払式支払手段については、資金決済法の適用が除外されています。									